

随時  
募集

令和5年10月1日～  
予算に達した場合、  
受付終了となります。



公共交通機関利用補助事業 さんじょうスポーツ振興基金事業

小学1年生～中学3年生の

交通費

補助

いたします

【上限額】

20  
万円

生徒たちの対外スポーツ  
競技大会や遠征時の  
活動参加をサポート!



お問  
い合  
わせ

一般社団法人 三条市スポーツ協会  
三条市新堀2113番地(三条市栄体育館内)

詳しくは  
裏面へ

## 公共交通利用補助事業(さんじょうスポーツ振興基金事業)

小学1年生から中学3年生の生徒を対象にスポーツ大会・遠征時の公共交通機関の利用を支援し、自家用車利用による事故や負担の軽減を図るため、公共交通機関利用補助事業を行います。

### 補助対象

市内在住もしくは市内スポーツ団体に在籍している小学1年生から中学3年生が下記のいずれかに該当する活動のため、公共交通機関を利用した際に補助します。個人・団体は問いません。

※市内スポーツ団体においては、市内在住の生徒が半数以上在籍している団体に限ります。

**1 競技大会に参加する。 2 合宿や遠征を行う。 3 選定委員会で協議し、認められるもの。**

### 申請条件

令和5年10月1日から公共交通機関を利用したもの

- 1回の申請上限額は20万円です。
- 1団体が申請出来る回数は3ヶ月に1回(1団体につき年4回申請可能となります)
- 1団体の年間申請上限額(合計額)は40万円です。
- 下限2万円となります。2万円以下の申請は交付対象外となります。  
(例：4月遠征実施 20万円申請+8月遠征実施 20万円申請)

※内容審査のうえ、補助経費が決まりますので申請金額より減額になる場合があります。

### 補助対象経費

対象者が住所地と目的地を移動する為に掛かった公共交通機関の交通費。公共交通機関は原則として鉄道・バス(運転手付き貸し切りバスを含む)・タクシー・航空機・船舶となります。

※レンタカーは対象外となります。

※指導者・保護者の運転は対象外となります。

- 補助対象となるのは参加者負担の交通費です。  
(団体経費や後援会費からの負担は補助対象経費となりません)
- 別紙「決算書 様式」(事前申請の場合は予算書 様式)をご確認・ご記載の上、合わせてご提出お願いいたします。

### 申請方法

- ① 交付申請書の入手／三条市スポーツ協会HPより交付申請書を印刷。
- ② 交付申請書に必要事項を記載(直接入力可)し、交付申請書・参加者名簿・決算書・公共交通機関の領収書・返信用封筒(長3封筒に84円の切手を貼り、郵便番号・住所・氏名を記載)を以下へ郵送ください。  
※参加した大会パンフレット等を同封ください。  
※合宿や遠征の場合は、写真やスケジュールを同封ください。
- ③ 審査後結果を同封いただきました返信用封筒に封入し、お送りいたします。  
※返信用封筒は交付申請書と一緒に忘れずにお送りください。  
※内容審査の上、不交付の場合もございますので決定通知書をお待ちください。  
※今年度より事前申請も可能となりました。事前申請の場合は交付申請書・参加者名簿・予算書を当事務局へ提出ください。遠征終了後に再度上記①～③を提出くださいますようお願いいたします。(事前申請→(不)交付決定通知→遠征→遠征結果の提出の流れとなります。)

### 申請書 送り先／お問い合わせ

一般社団法人 三条市スポーツ協会

TEL0256(45)1150

<http://www.sanjotaikyo.jp>

〒959-1153 新潟県三条市新堀2113番地(三条市栄体育館内)  
受付時間／平日 9:00~17:00